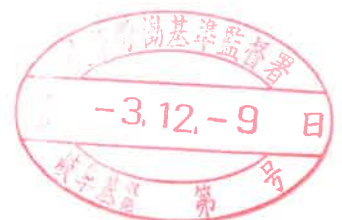


退職金規程

株式会社リセントキャリア岐阜
(令和4年1月1日施行)



第1条（目的）

この規程は、従業員の退職金に関する支給条件及び支給基準に関する事項を定めるものである。

第2条（適用範囲）

この規程の適用を受ける従業員とは、会社と所定の手続を経て労働契約を締結した者をいう。

第3条（退職金の算定方式）

退職金は退職日現在の基準値金額に、退職事由及び勤続年数により定められたそれぞれの支給率を乗じて算出する。

第4条（退職金額）

この規程の適用を受ける従業員が3年以上勤務した場合であって、次の各号のいずれかに該当する事由により退職したときは、別表1のAの支給率を適用する。

- (1) 定年に達したとき。
 - (2) 役員（ただし、兼務役員を除く。）に就任したとき。
 - (3) 業務上の傷病によるとき。
 - (4) 会社都合によるとき。
- 2 この規程の適用を受ける従業員が、次の各号のいずれかに該当する事由により退職したときは、別表1のBの支給率を適用する。
- (1) 自己都合によるとき。
 - (2) 休職期間が満了して復職できないとき。
 - (3) 業務外の私傷病により担当職務に堪え得ないと会社が認めたとき。

第5条（退職慰労金の加算）

在職中の勤務成績が特に優秀で、会社の業績に功労顕著であったと会社が認めた従業員に対し、退職金を特別に加算して支給することがある。

- 2 前項にかかわらず、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定の対象従業員において、労使協定に定める金額を下回る場合は、差額を退職慰労金として支給する。

第6条（退職金の減額）

就業規則に基づく懲戒処分があった場合には退職金の不支給若しくは減額をすることがある。

第7条（退職金支給取消及び返還）

従業員の退職後、その在職中の期間において懲戒解雇に相当する事由が確認された場合は、支給済の退職金の返還を請求することがある。この場合、その者は速やかに

会社に対して返還しなければならない。

第8条（勤続年数の計算）

第4条の勤続年数の計算は、試用期間を経過し、本採用となった月から退職の月までとし、1年に満たない端数月は切り捨てる。ただし、勤続年数の起算日は、令和2年4月1日以降に開始した労働契約日とする。

- 2 就業規則に基づく休職期間及び業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が1か月を超えた期間は勤続年数に算入しない。
- 3 有期労働契約者の勤続年数は、令和2年4月1日以降に開始した有期労働契約の契約期間を通算するものとする。ただし、労働契約が締結されていない空白期間が連続して1か月に達したときは、その空白期間より前の有期雇用契約の期間については通算しない。

第9条（退職金の支払時期）

退職金は、退職又は解雇の日から2か月以内に、直接本人に、その全額を支給する。

第10条（支給の留保、延期等）

次の各号のいずれかに該当するときは、原則として最大で180日間、退職金の支給を留保する場合がある。

- (1) 退職時において不正行為等の疑義があるとき。
 - (2) 懲戒解雇される従業員にかかる懲罰審議が継続しているとき。
 - (3) 退職手続および退職時の引継ぎ及び返還を完了していないとき。
 - (4) 債務の弁済が未処理のとき。
 - (5) 会社の施設、備品などを利用し、当該物を返還していないとき。
 - (6) 会社が依願退職を拒否しているとき。
- 2 前項第1号および第2号の場合において、疑義のないことが判明し、また懲罰なく全額支給の裁定が確定した場合、留保した日数に応じて法定金利を加算して支給する。
 - 3 会社は、業績、資金繰りの事情等により、支給を延期または分割して支給することがある。

第11条（死亡退職の場合の支給）

死亡退職した従業員の退職金は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める範囲および順位の遺族に対して支払うものとする。

- 2 同順位の遺族が2人以上いる場合の退職金は、そのうち代表者1名に支払うものとする。

第12条（証明書類の提出）

会社は前条の規定により退職金を受領しようとするものに対して、会社が必要と認める証明書類を提出させることがある。

第 13 条（受給権の処分禁止）

退職金を受ける権利は、これを譲渡しまたは担保に供してはならない。

第 14 条（受給権の消滅）

退職金を受ける権利は、その権利が生じた日から起算して 5 年間これを行使しない場合は消滅する。ただし、会社が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

第 15 条（債務の弁済）

従業員が退職、死亡または解雇された場合で会社に対し弁済すべき債務があるときは、従業員は受領した退職金の一部または全部をもってこれを弁済するものとする。

第 16 条（規程の改廃）

この規程は、関係諸法規の改定及び会社状況並びに業績等の変化により必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改定することがある。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表 退職金支給基準率表

勤続年数	支給基準率		勤続年数	支給基準率	
	A	B		A	B
1	***	***	16	6.0	3.0
2	***	***	17	7.0	3.5
3	1.0	0.5	18	8.0	4.0
4	1.25	0.5	19	9.0	4.5
5	1.5	0.75	20	10.0	5.0
6	1.75	0.75	21	11.0	5.5
7	2.0	1.0	22	12.0	6.0
8	2.25	1.0	23	13.0	6.5
9	2.5	1.5	24	14.0	7.0
10	3.0	1.5	25	15.0	7.5
11	3.5	2.0	26	16.0	8.0
12	4.0	2.0	27	17.0	8.5
13	4.5	2.5	28	18.0	9.0
14	5.0	2.5	29	19.0	9.5
15	5.5	3.0	30~	20.0	10.0

【役職に応じた基準値金額】

社員・派遣社員・・・・・・・・・・10万円
 副主任・主任・・・・・・・・・・15万円
 係長・・・・・・・・・・・・・・・・・・20万円
 課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・25万円
 次長・・・・・・・・・・・・・・・・・・30万円
 部長・支社長・・・・・・・・・・40万円

【役職に応じた慰労金基準値金額】

社員・派遣社員・・・・・・・・・・0～5万円
 副主任・主任・・・・・・・・・・0～10万円
 係長・・・・・・・・・・・・・・・・・・0～15万円
 課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・0～20万円
 次長・・・・・・・・・・・・・・・・・・0～25万円
 部長・支社長・・・・・・・・・・0～30万円